

栃木市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、栃木市長から監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表します。

令和6年7月3日

栃木市監査委員 福地 武司

栃木市監査委員 浅野 貴之

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の期間 令和6年1月10日から令和6年2月15日まで
- 3 監査の対象

(1) 補助金等交付団体

補助金等交付団体	補助金等名称	所管課
一般社団法人栃木市観光協会	栃木市観光協会事業補助金	観光振興課

(2) 指定管理者

指定管理者	施設名称	所管課
一般社団法人栃木市観光協会	とちぎ山車会館	観光振興課
	とちぎ蔵の街観光館	
	栃木市倭町駐車場	

- 4 措置の内容 次のとおり

監 査 対 象	一般社団法人栃木市観光協会 (とちぎ山車会館・とちぎ蔵の街観光館)
監査結果報告日	令和6年 4月30日付け 栃市監第14号
措置結果通知日	令和6年 6月 4日付け 栃市総第74号
監 査 結 果	消防計画の更新及び消防訓練の実施について 消防計画の樹立状況及び当該計画に基づく消防訓練の実施状況を確認したところ、災害対応マニュアルは作成されているものの、消防計画は作成されておらず、また、消防計画に基づかない任意の訓練を令和2年度に実施したのが最後であることが確認された。 消防訓練については、仕様書において実施が義務づけられていることはもとより、火災発生時における利用者及び従業員の安全を確保するために、避難経路の確保や初期消火対応等についての準備として、実施しておかなければならない。 所管課においては、消防計画書の内容を把握しておくことに加え、指定管理者に対し、確実に消防訓練を実施するよう指導されたい。
措 置 内 容	消防計画の更新及び消防訓練の実施について 消防計画については、「とちぎ山車会館消防計画」及び「とちぎ蔵の街観光館消防計画」として、いずれも令和6年3月1日付けで策定したことを確認いたしました。 また、消防訓練については、各消防計画において、2月と8月の年2回実施することとしておりますので、指定管理者と連絡を密にし、確実に実施するよう指導してまいります。